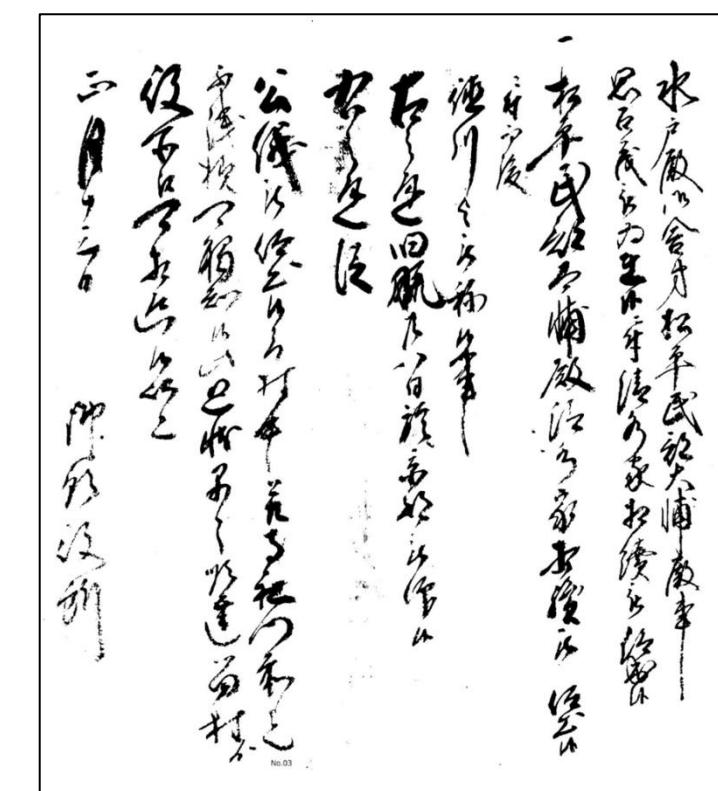


(一) 松平民部大輔清水家相続（正月十三日）

慶應二年（1866）、空席だった御三卿清水家の当主に、将军慶喜の弟で徳川斉昭の十八男松平昭武が指名され、松平から徳川に改姓した。

同時に昭武はパリで開催される万国博覧会に慶喜の名代として派遣されることになり、渋沢栄一などの随員を従えて同年三月、横浜港を出港した。



正月十三日 德川と被称候事
右の通、旧曆廿八日、於京都被仰候
右の通、従
公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄
不洩様可触知候、此廻状早々順達、留村より
役所へ可相返候、以上
御領役所

松平民部大輔と渋沢栄一の渡欧



慶應3年(1866)、パリで開かれた万国博覧会に出展した幕府は、將軍慶喜の名代として弟の松平民部大輔を派遣。

その隨員の一人として選ばれたのが渋沢栄一。

一行は横浜を出航、約1年半の滞在期間のうちに欧洲各国を視察し、多くの知見を得て明治維新の混乱期に帰国した。

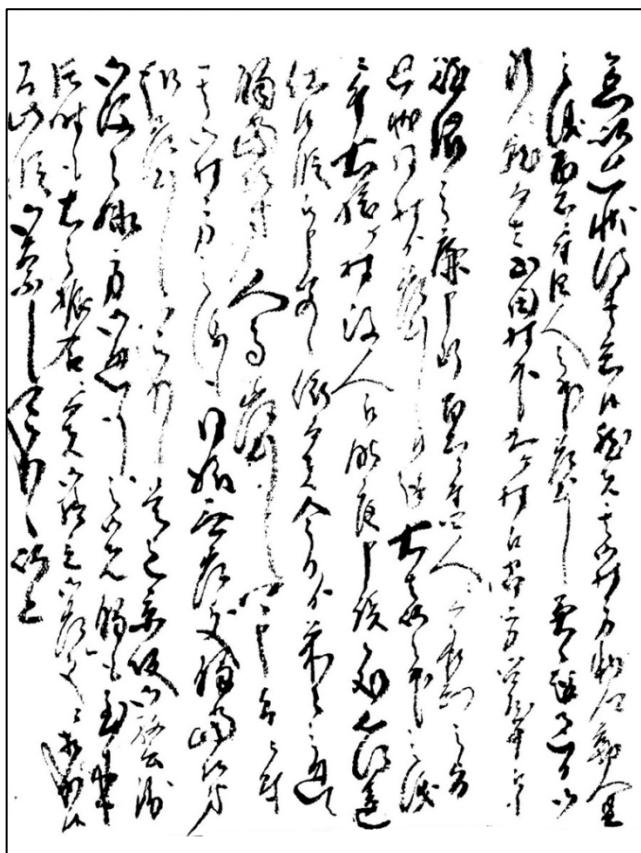
渋沢はこの欧洲での見聞をもとに、「会社」を多数設立し、日本の産業発展に大きな功績を挙げた。

渋沢が設立にかかり、現在も存続する企業は167社を数え、そのうち上場企業が99社という。

まさに日本の「資本主義の父」である。

狀文

急以廻状得貴意候、然ば其御村方、助郷勤人足の儀、百石に付四人の外差出し兼候趣、過日御断に就ては、山田村外九ヶ村へ、宿方問屋中へも難渉の廉申断、百石に付四人にて承知の旨廻状、同村より差出候趣、右は以外の儀



(二) 助郷勤人足の儀 (正月十五日)

京坂緊迫のため、幕府から派遣される役人通行が多くなっている状況の中で、戸塚宿への助郷人数を約束どおり派遣するよう、鍛冶ヶ谷村等五ヶ村に求める廻状。

に付、右拾ヶ村役人へ、昨夜申談候處、心得違

仕候段、被申聞候、依ては今日より前々の通に
触當次第、人馬差出し、可申旨に付

其御村方の儀も同様、無差支、触當次第
趣差出し可被下候、是迄京坂御警衛

御役々様方御通行の御先触も到来

片時も右の振合にては御繼立御差支に相成候

間、此段御察し可被成候、以上

正月十五日

戸塚宿

問屋 仁兵衛

ノ 庄右衛門

助

鍛治ヶ谷村

中之村

上之村

下野庭村

上野庭村

右村々

御名主中

積文

郷兵稽古の儀、近々御出役に相成候由
に付、諸事前広取極置度候間、明廿八日
早昼にて拙宅へ出合可被成候

一 戸塚宿助郷村々の儀は、人馬過不足
賃錢取引等の儀も、右の節いたし
度候間、名主中印形持參可被成候
此廻状、早々順達可有之候、以上

卯正月廿七日

梅澤与次右衛門

(三) 郷兵稽古と助郷 (正月廿七日)

郷兵稽古と助郷について打合せのため、大組合惣代の梅澤
宅へ参集するよう求める廻状。

郷兵は、地域の治安維持のため、土地の農民を集め訓練し
た守備兵。

今冬被ち古し成事と爲め相成り
ニ年後より年度を換玉候事多矣
是をもれども古きうきゆ
一戸縁石助郷村へ出合可被成事
是後古に付、一戸縁石助郷村へ出合可被成事
はもれども古きうきゆ
はもれども古きうきゆ

梅澤与次右衛門

(四) 大行天皇崩御 (二月)

孝明天皇崩御の通達

知候、此廻状早々順立（達）、留村より役所へ可相返候、

二月十三日

御領役所

以上

「大行天皇」は崩御した天皇に追号が贈られるまでの呼称。
ここでは前年十二月二十五日に崩御した孝明天皇のこと。

积文

大行天皇崩御に付、普請鳴物停止にて
候得共、類焼等にて難捨置分、穩便にて露
相凌候迄の普請は不苦候

二月



鳴物停止令

大行天皇崩御による普請鳴物停止令は二月十三日、つぎの通
達で解除されている。

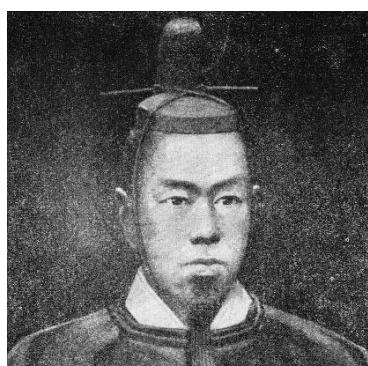
京都で二月三日に通達された情報が、権力の空白期間ではあ
つたが、十日遅れてこの地域にも届いていたことがわかる。

积文

普請は来る十五日より被成御免候。

右の通、去る三日、於て京地被仰出候間、向々へ可被相触
候事

右の通、従公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄不洩様可觸



孝明天皇

第121代天皇 在位21年間
慶應2年12月25日崩御。

満35才

外国嫌いとして知られる。死因は
天然痘とされているが、毒殺された
との説もある。

(五) 外国人通行について 一月十一日

横浜開港で外国人が多数住むようになったため、外国人が自由に遊歩できる範囲が定められた。

横浜周辺では外国人通行が多くなり、住民との接触により、生麦事件、井土ヶ谷事件、鎌倉事件などの事件が発生した。この文書は、外国人とのトラブルを危惧した幕府が住民に注意を促す通達である。

积文

覺

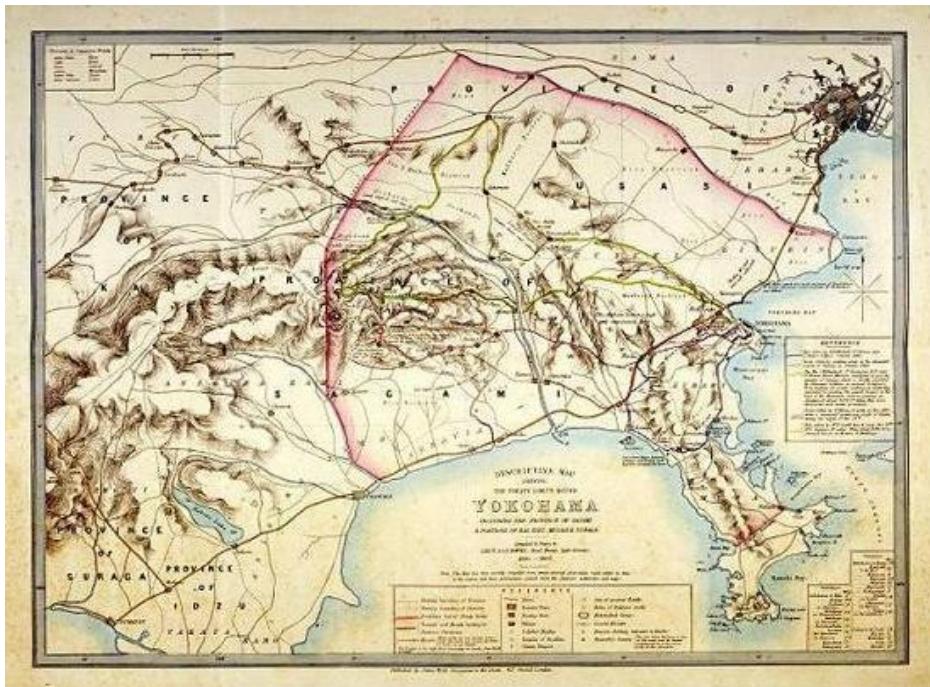
又は瓦礫等打候もの有之哉に候処
御国辱にも相成候儀に付、右様の所業
致し候者は、急度可申付候、尤町役人共
おいて精々心付、万一右様の儀有之
候はゞ、見請次第、早々取押候様可致、
隠したていたし候ものは、本人同様急
度可申付候

公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄
不洩様可触知候、此廻状早々順達、留村より
役所へ可返相候、以上

二月十一日
御領役所

外国人遊歩規定 (横浜開港資料館)

横浜居留の外国人が自由に遊歩できる範囲は多摩川と酒匂川の間と定められた。



(六) 鎌倉事件の探索で褒美（十一月十一日）

元治元年十月、鎌倉八幡宮参道で英国人二名が殺害された事件（鎌倉事件）の犯人探索に協力した出方の綱五郎に褒美として十五貫文を与えるとの神奈川奉行所役人からの書状。

御用句
市立左諭宣
參軍事處
御書
御中道今般
事村少方保之局
乃成不美矣人數害同于一探索力
以應之為之
御危中公指日以忙也品高志不群
事事以冰體若接旨願作波刃以應之
移事又云修復事時以人以性之
反被失之
二月十日
市立左諭宣
參軍事處

御用向

神奈川御奉行支配

市在取締定廻

鎌倉

梅澤与次右衛門殿

以書状申達候、今般其村出方綱五郎
御呼立に相成候義、異人殺害間宮一探索方

行届の者にて、此度

御老中より格別の御仁愛思召を以、神奈川
御奉行水野若狭守殿へ被仰渡、為御褒美
拾五貫文被仰渡候に付、其村役人不輕可
取扱者也

十一月十一日

市在取締定廻

高桑藤三郎

鎌倉

梅澤与次右衛門殿

(注) 出方..案内人

(七) 増石取調願書

幕府は享保七年（一七二二）の改革で豊凶に関わらず一定の年

貢を納める定免法を採用した。

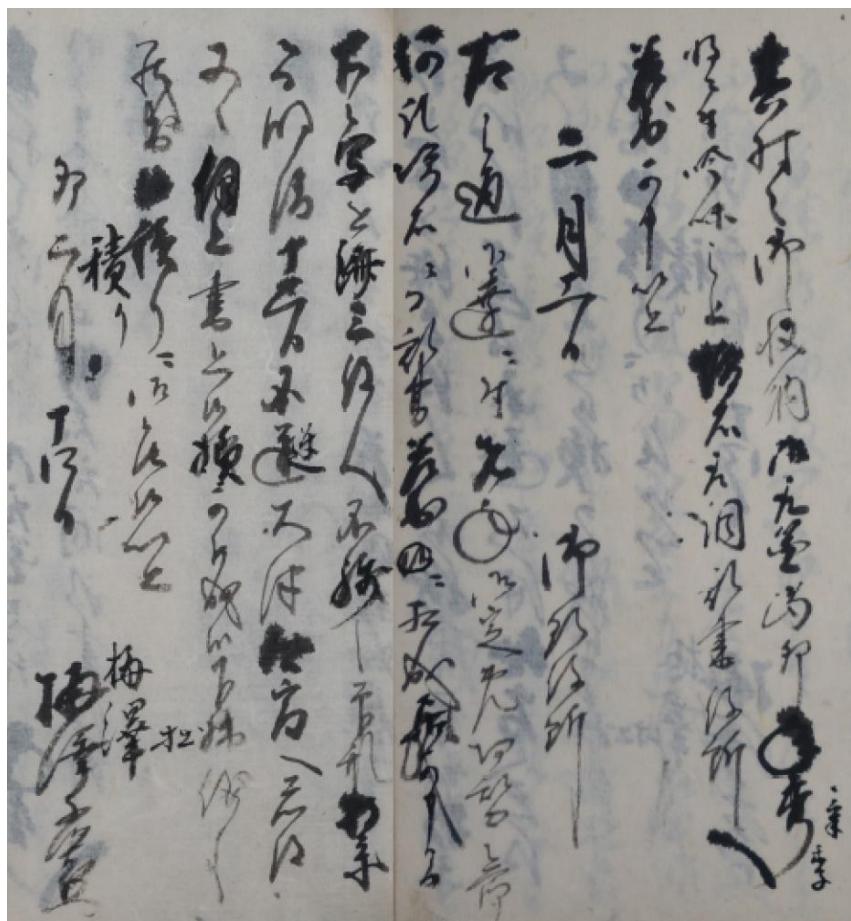
鍛治ヶ谷村を始め十二ヶ村（上野村、中野村、鍛治ヶ谷村、上野庭村、下野庭村、下倉田村、飯島村、公田村、桂村、小菅ヶ谷村、岩瀬村、今泉村）は安政四巳年（一八五七）より慶応二寅年（一八六六）まで十ヶ年は定免で、慶応三卯年が年季明となつており、御預役所（領主佐倉藩堀田相模守）から当年（卯年）以降の増石について取調願書を差出せとの通達が出された。

鎌倉事件の真犯人

生麦事件、井土ヶ谷事件と同様、一連の外国人殺傷の事件のひとつである鎌倉事件の真犯人が間宮一であることは横浜市史、横浜市史稿、書物「鎌倉英人殺害事件」等に書かれているが、真犯人間宮一を探し出した「綱五郎」についてはどの書籍も触れていない。

この文書には神奈川御奉行支配市在取締出役の高桑藤三郎から鎌倉寄場組合惣代の梅沢与治右衛門に対し「御老中より格別の思召として出方綱五郎へ御褒美を渡す」とあり、鎌倉事件の顛末に関わる貴重な資料である。

綱五郎は岩瀬村栗田家文書、大船村大津家文書、公田村須藤家文書にも出てくるが、岩瀬村文書では「下役并目明」、大船村文書では「目明」、公田村文書では訟文が上野庭村縄五郎となっている。



一 ノ 九 両	大 船 村	一 ノ 四 両 壹 分	岩 瀬 村
ノ 九 両 壹 分	公 田 村	ノ 五 両 壹 分	桂 村
ノ 拾 五 両	小 菅 ヶ 谷 村	ノ 拾 四 両 壹 分	飯 嶋 村
ノ 四 両 壹 分 武 朱 下 倉 (田 脱 カ)	上 野 庭 村	ノ 武 兩 壹 分 武 朱	下 野 庭 村
ノ 壹 両 三 分	中 ノ 村	一 ノ 六 両	鍛 治 ヶ 谷 村
ノ 拾 兩		一 ノ 拾 兩 三 分	上 野 村
右は其村の当卯御年貢秋成金、書面の通、来る			
朔日より十日迄、急度可相納候、此廻状村名下へ令請印			
早々順達、留り村より可相返候、以上			
卯八月十日	江川太郎左衛門	役所	

定免

江戸時代の年貢徵収法のひとつ。

従来の年貢徵収法は、毎年収穫量を見てその量を決める検見法が採用されていたが、これでは豊凶により領主の収入が安定しないので、享保の改革（享保7年）の一環として導入された。

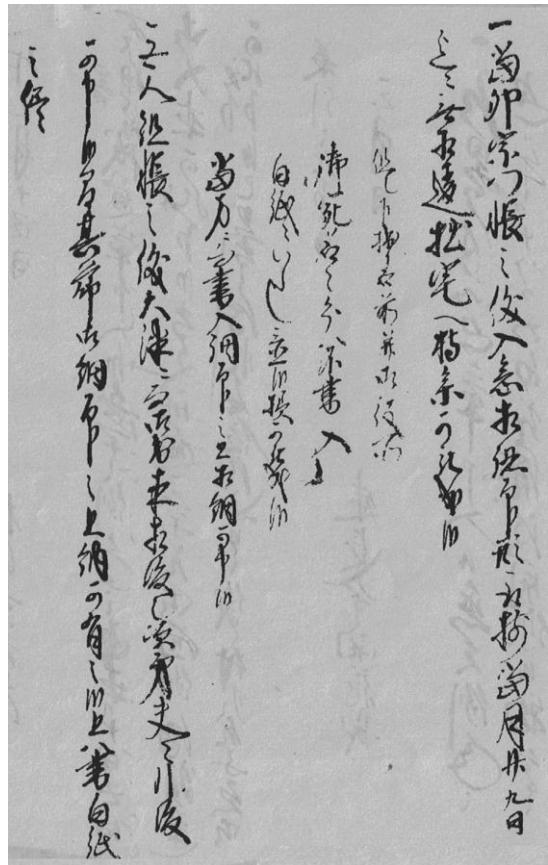
過去5年間、10年間または20年間の収穫高の平均から年貢率を決めるもので、豊凶に関わらず数年間は一定の年貢高を納めることになった。しかし、余りにも凶作のときは「破免」(年貢の大幅減)が認められることがあった。

定免の継続期間は享保13年（1728）3月の触書には5ヶ年、7ヶ年、10ヶ年、15ヶ年があるが、年期が終わると更に申請して年期を切り替え、従前の税額に増して定免を継続することができた（つきねんき（継年期）。

鍛冶ヶ谷村などは安政4年(1857)から10年間(慶応2年まで)は定免となっていた。

(八) 当卯宗門帳

当卯年の宗門（改め）帳を作成し、今月二十九日までに梅沢与地右衛門宅へ届けるよう各村へ通達。



狀文

一 当卯宗門帳の儀、入念相認、印形取揃、当月廿九日

迄に無相違拙宅へ持参可被成候

但し下拙の名前并御役所

御宛名の分は不書入

白紙にいたし置候様可被成候

當方にて書入調印の上相調可申候

一 五人組帳の儀、大津にて御出来相渡し次第、夫々引渡
可申候間、其節御調印の上、納可有之候上ハ書白紙

の伝

一 去寅、村入用夫錢帳の儀、當月中出来次第、廿九日

迄に可被差出候、尤奥印の處御宛名は當方にて書入候間、

夫丈の処白紙にて可被差出候

一 去々丑年分、夫錢帳の儀、相調相済、押切御判の上

此度御下げ相成候間、御用序に受取候様可被致候

一 諸帳入候袋は西の内袋へ上ハ書なく持参可有之候 以上

卯三月十四日 梅澤与次右衛門

一 六行 全消し

同 追信

宗門御改帳 入用夫錢帳

尚々御姓名・位付不具の儀は村順故不急

御承引可被下候

当卯宗門御改帳并去丑年村入用夫錢

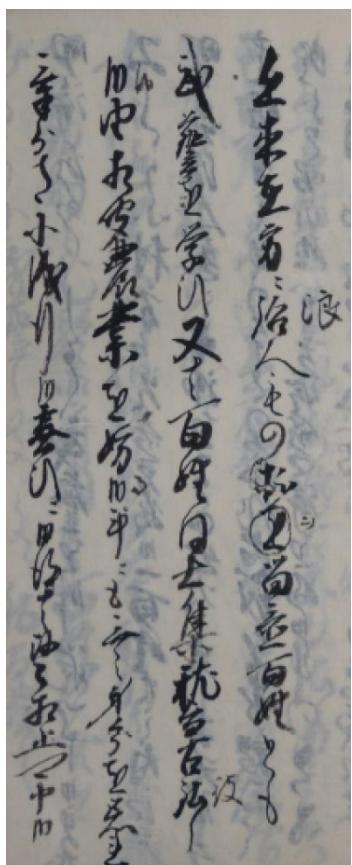
帳、例の通二冊つゝ当月廿七日迄、不残拙宅
へ持参可被成候、五人組帳の儀は大津にて御
認次第御渡の上、早々相渡可申候、以上

卯三月廿日 梅澤与次右衛門

(九) 在方武芸稽古相慎

世上が不安定になると、農民も自分の身を守るために、武芸を習つたり、いわゆる用心棒がわりに武芸の立つ者を村内に留め置くようになる。これらの勢力が一定程度集まれば、権力者にてつく刃ともなる。

幕府は在方のこのような動きを常時監視して来ており、天保十年に触れを出しているが、この年、再び大津の役所経由で同様な触を出している。



积文

在方武芸稽古相慎

近来、在方に浪人もの杯を留置、百姓ども
武芸を学び、又は百姓同士集、稽古致し
候由相聞、農業を妨る計にも無之、身分を忘れ
氣かさ（嵩）に成行候基ひに候得ば、堅相止可申候、
勿論故なくして武芸を師範いたし候もの等
みだりに村方へ差置間敷候、一百姓共の内、江戸
町方火消人足の身躰をまね、出火に事寄、大勢にて
遺恨有之ものなどの家作家財を打毀、或は
頭分と唱ひ、組合を立、喧嘩口論を好候ものども

も有之由相聞、甚以不埒の事に候、急度相慎
惣て風儀を宜可致候

右の通り天保十亥年相触置候処、近來心得違
の者共も多く有之儀に付、向後天保度相触置候
趣堅相守、百姓共猥に武芸致し、又は修行
者等留置候儀致間敷候、就ては万石以上
おいて農兵取立、釿術稽古等為致の面々も候はゞ
其場所に応じ、在方掛り御勘定奉行並へ
為問合候様可被致候

右の趣、関八州、御領・私領・寺社領共不洩様
可被触知候、尤於府内も百姓・町人共を
みだりに武芸の客分に致間敷候

右の通可被相触候

三月 日

右の通從

公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄
不洩様可觸出候、此廻状早々順達、留村より
役所へ可相返候、以上
三月廿八日 大津

御預り役所

平尾桃岩齋の石塔

上郷の高橋家墓地に平尾桃岩齋の筆塚がある。

桃岩齋は天保 12 年（1841）に、この地に来訪、光明寺の子院であった坂上觀音堂に仮住まいして耕堂学舎という寺子屋を開き、近隣の子弟に読み書き算盤を教えていた。

更に国学者として国書を論じ、剣術や弓術を教え、近隣の人々に「桃岩さん」と慕われていた。

その後、勤王の志士として筑波山で挙兵した尊皇攘夷派（天狗党）の乱に参加したが捕えられ、元治元年（1864）江戸伝馬町牢屋敷で獄死した。

この石塔は、身の回りの世話をしていた高橋家や近隣の人達が敬意の念から建てた供養塔だとされている。



桃岩齋供養塔

（十）兵賦金納

各村高に応じて正人（農兵）を出すよう求められていたが、色々支障があるため、兵卒は抱人（専任の兵）を雇う事とし、そのかわりに各村高に応じ兵賦を差出すよう指示した文書。

稟文

兵賦金納の儀 廻状

此度

御役所へ御呼出の上、従

御代官様御達左の通

御料所兵賦の儀、関内関外共為差出、兵隊

御取立罷成候処、中には正人差出方難渋申立候

村方も有之、御料所東面の民情区々にて

彼是不都合不少候に付、以来兵卒は抱入に相成

候間、自今以後、正人不及差出候、右に付、高百石に付

金三両づゝの割合を以、御料所一般、兵卒代り

金納被仰付、兵卒給分其他陸軍御用途

の内へ被差向、大坂

御城御備兵をも右を以御取立相成候間、其段村々へ

申渡、無地高亡所引高の分、街道筋宿方助郷高

等の歩合免除の分は相除、懸高早々取調、當卯年より

取立上納可被致候、右上納金は自余の高掛りものとは

訛違、正人代りの儀に付、田方五分以上損毛免除の儀は

難相成候間、其旨も可被相心得候、且又方今米穀は

勿論、四木三草を始、都て土地生産の給物も作徳

利潤不少折柄に付、御趣意厚行届、上納致候様

可申渡候

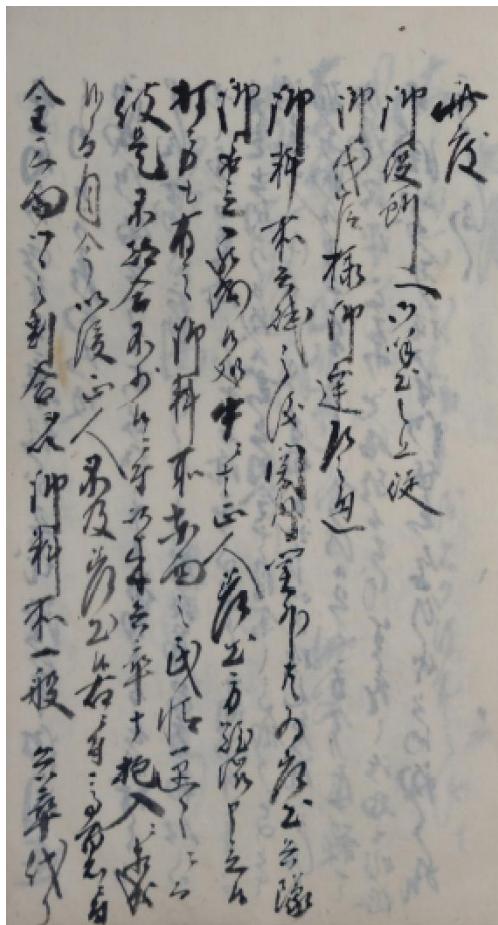
四月

右の通、御代官へ申渡、先御役所の儀は
同様可被相心得候
右は村々へ及通達候様被仰聞候間、不
取敢廻状差出し申候、以上

卯五月廿五日

梅澤与次右衛門

一一一
壱人九分 小袋谷
上町谷
一六分 植木村
メ 四拾武人



農兵高

一一一一一一一	三人五分	農兵高	当村	百石に付六分当り
四人八分	武人	武人	武人	中之村
四人八分	武人	武人	武人	上之村
大船村	下倉田村	下野庭村	鍛治ヶ谷村	
三人七分	武人六分	武人五分	壱人五分	四人
臺村	今泉村	岩瀬村	公田村	かつら村
				小菅谷村 飯嶋村

兵賦（へいふ）

兵賦は幕末に定められた軍役。農兵隊に比べ人員不足を補うために浮浪人、無宿人、博徒などが多く質が悪いため、村々の不満も大きく慶応二年、兵賦徵発を断念し兵賦金を出させることで代用した。

幕府は初期に軍役を課する制を設けていたが、有名無実化していたので、新しい状態に応じて改革し実施したもの。

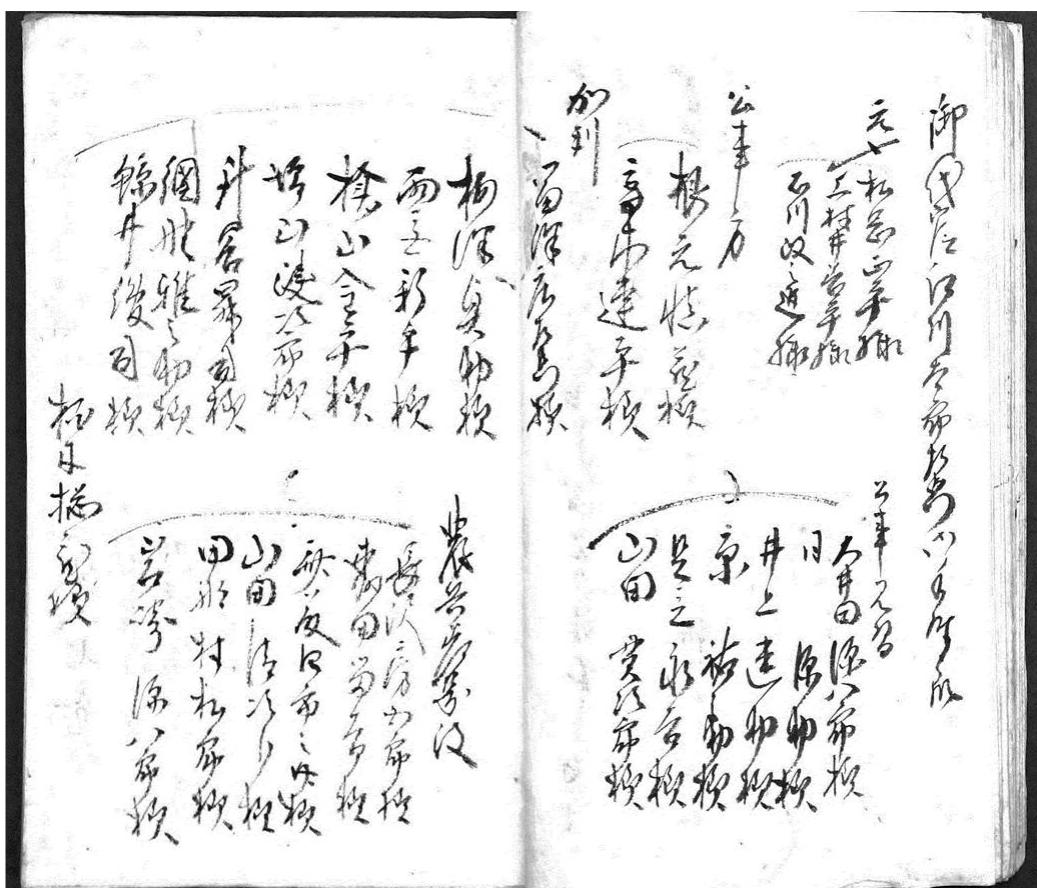
兵賦勤務中の食料は幕府が支給したが、給金は個々の主家から支給されたため、歩兵組は各主家によって給金に相違が生じ、不統一なものになり、また兵賦も期待どおり集らなかった。

そのため幕府は慶応2(66)年すべて金納とすることにし、ようやく統一的な傭兵制度が完成した。

(十二) 御代官様御手付衆

この地域はもともとは旗本領であつたが、江戸湾防衛に任じられた大名の預かり地となり、慶應三年六月に伊豆代官江川太郎左衛門の支配地となつた。

この文書はその江川太郎左衛門役所の役人の名簿である。



積文

御代官江川太郎左衛門御手附衆

元締 松岡 正平様

公事見習

上村井善平様

大井田源八郎様

石川政之進様

同 源助様

根元 慎藏様

井上 連助様

高木 連平様

原 祐之助様

足立 永吉様

山田貫次郎様

加判

公事方

富沢庄左衛門様

長沢房五郎様

梅澤 貞助様

同

雨宮新平様

源助様

檜山 金平様

齊藤四郎之介様

増山健次郎様

山田清治郎様

針谷昇司様 綱野雅之助様 鯨井俊司様

森田 留吉様

留吉様

農兵差団役

岩崎源八郎様

源八郎様

富沢 長蔵様

長谷川新太郎様

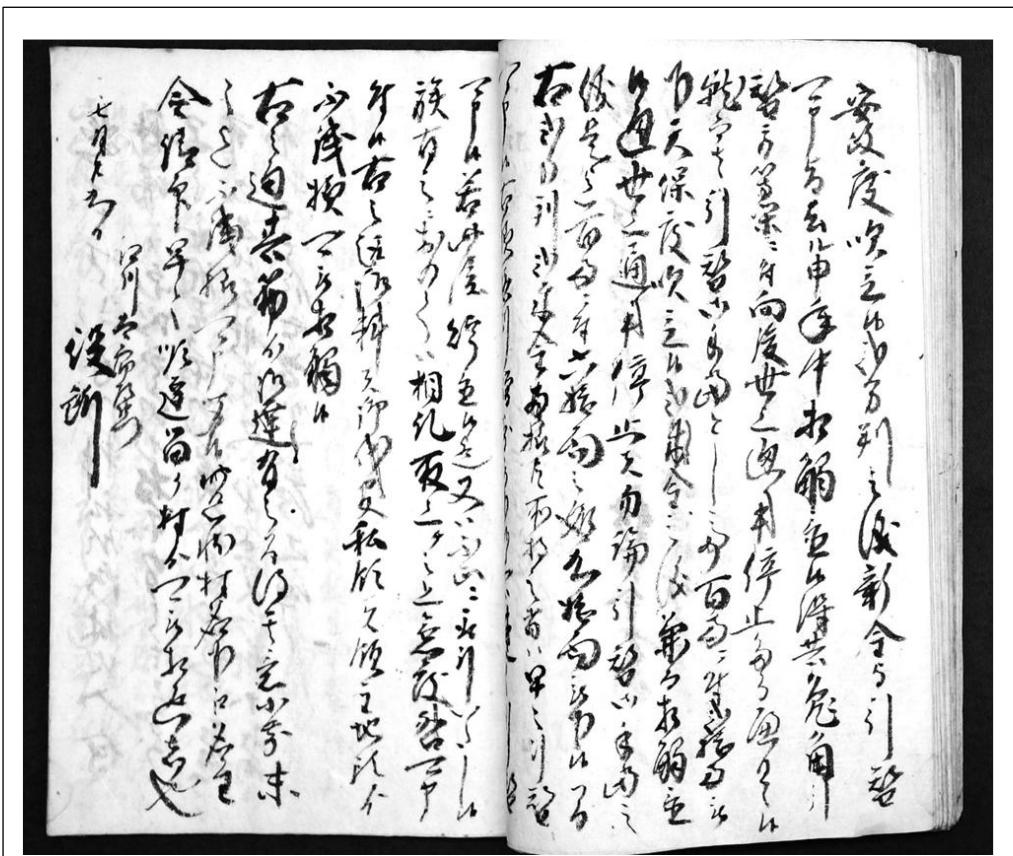
駒崎 清五郎様

(十二) 吹立二分判の引替について

安政時代に改鑄した二分判の通用が思わしくないため、

- ・旧貨幣は通用禁止

新貨幣への交換には二割の報奨金（引換手当）支給などを通達し、新貨幣の流通促進をはかつてている。



祝文

吹立式分判引替

安政度吹立候式分判の儀、新金と引替可申旨、去る申年中相触置き候得共、兎角

替方等閑に付、向後世上通用停止たるべく候

*万延元年

就ては引替御手当として、百両に付、式拾両被下、天保度吹立て候式朱金の儀、兼て相触置

候通、世上通用停止は勿論、引替候御手当の儀、是迄壹百両に六拾両の處、九拾両被下候間

右式分判・式朱金両様共、所持の者は早々引替

可申候、右様格別の増歩被下候上は速く引替

可申候、若此後貯置候歟、又は不正に取引いたし候

族有之においては、相糺取上げの上、急度咎可申

付候、右の趣、御料は御代官、私領は領主・地頭より

不済様可被相触候

右の通、其筋より御達有之間、得其意、小前末々達不済様可申聞候。此廻状村名下へ名主

令請印、早々順達、留り村より可被相返候者也

七月廿九日

江川太郎左衛門

役所

右を追志前々御達有之間、得其意、小前末々達不済様可申聞候。此廻状村名下へ名主令請印、早々順達、留り村より可被相返候者也

セキタ
役所

(十三) 浅草幸龍寺の配札

幸龍寺は浅草新寺町にあつた日蓮宗寺院。三代將軍家光の側室お夏の方（順性院、家綱の生母）の菩提寺であるが、こんな遠方の寺の配札がこの地まで及んでいた事がわかる。

祝文

浅草 日蓮宗 幸龍寺

右
順性院様御廟所向御道具類、且本堂庫理
其外、修復為助成等御府内在町并武藏・相模・
下總三ヶ国寺社在町へ、去る西年より去々丑年迄
五ヶ年の間、相對配札承届候處、猶又去寅年より五ヶ年
の間、正・五・九月、壱ヶ年三度づゝ、相對配札いたし度旨
願出候間、願の趣承り届、押て不配様可致旨申渡置
候段、其筋より御達有之候、紛敷ものに無之候条、得其意
此廻状村名下へ名主令請印、早々順達、留り村より可相
返候、以上

卯八月十日

江川太郎左衛門 役所

石

日蓮宗
幸龍寺



(十四) 生糸改所の儀

幕末、輸出品の人割を占める主要輸出品目になつてゐた生糸の品質を維持するため、生糸改所で検査する旨の通達。

祝文

生糸改所の儀

三奉行へ

生糸改方の儀に付、去々丑年十二月中、相触候趣も有之
万石以上の面々へは改印御貸渡相成候處、関内村々
は、御料・私領悉入会生産糸相混じ、小給所の分
等に至ては口糸代金別して悉少分にて割渡方にも差支候趣に付、
当年は御領・私領生糸卷紙色分為致候處、領分知行
の者共、色紙にて小括致し候を難渋いたし
御料所へ流入多相成候由に相聞候、右様相成候では
是又御趣意に不相叶義に付、閑内の分、以來色分
相止、私領の分共都て御料改所において、一ト手に相改
口糸代取立節、養蚕村々の高に応、領主・地頭へ割渡候間、
得其意御国内遣・外国行の分共、改請候様可致候、右の趣
関八州御料は御代官、私領は領主地頭より不洩様可被相触候
八月

右の通可被相触候

右の通御書付候条、得其意御書付の趣、小前末々
迄不洩様可申達候、廻状村名下へ名主令請印、早々
順達、留り村より可相返候、以上

卯八月九日

江川太郎左衛門

役所

生糸改所

19世紀、フランスのリヨンは欧州における絹織物の中心地だった。1855年、微粒子病という蚕の病気が欧州全体に蔓延し、生糸が払底した。そこで注目を浴びたのが日本の生糸。上質で病気に強く、染料をよく吸収する性質、しかも低廉。

ちょうど日本の開国時期に重なったこともあり、イギリスやフランスは、横浜港経由で大量の蚕種と生糸を輸入することになった。

特に上州、信州産の細糸は「前橋糸」と呼ばれ、細くて節がなく、堅牢な糸であったことから、欧州で好評を博した。

しかしわずか数年で日本産生糸の品質低下が指摘されるようになった。品質によってわけられるべき生糸の銘柄が混乱、色々の産地から出された生糸が混合して輸出されていたためである。

主要輸出物となっていた生糸の品質安定は喫緊の課題となつたため、慶應2年正月、勘定奉行小栗忠順により生糸・蚕種改印令が制定され、生糸改所が所定の手数料をもって旗本領、大名領、寺社領などから産出する生糸を検査、改印することになった。

(十五) 農兵稽古相談の儀

農兵は支配所百姓の内から強靱なものを選び、平時は農業その他に従事させ、非常時に兵の用をさせるものであり、幕末には、各地に農兵隊が次々と樹立された。当地は江川代官の支配下にあり、江川農兵隊とも呼ばれた。

祝文



農兵稽古相談の儀

農兵稽古の儀に付、兼々御相談申度儀御座候間

村々名主中の内、壱人つゝ、明廿二日、極早朝後、拙宅へ
出會可被成候、遅参にては差支候間、吳々も早朝出會

可被成候、以上

卯八月廿一日 巳中刻 梅沢与次右衛門

農兵稽古場所図面

農兵為稽古金沢へ御出張へ相成居候御役々様へ
此度罷出、御様子伺候処、其最寄の儀は、大人數に付
稽古場所二ヶ所に不相成候ては不都合に可有之間
當村の外、都合能所へ見立、申出候様被仰付

候間、岩瀬・大船村の方にて、御間に合可申相見へ候
場所見立、繪圖面致し、明廿八日昼後、拙宅へ
持参可被成候

農兵御台場詰

其村々農兵の儀、九月三日より御台場
詰に相成候間、二日昼後より金沢野嶋迄
罷出居、翌三日昼頃迄に鴨居村へ着

是追御番相勤居候農兵と交代

可被成候、且着替等の儀も未だ格別

かさばり候物も入用無之時節に付、銘々

持参の積りに御座候、くれぐれも遅参に

不相成様御取計ひ可被成候、以上

卯八月 朔日 梅澤与次右衛門

五人 飯嶋村 四人 下倉田村

三人 下野庭村 三人 上野庭村

二人 鍛治谷 弐人 中之村

一ヶ月 午人 上の 小菅ヶ谷

メ
甘人

尚々無遲滞順達可被成候、左に廉々掛手無之
村々は出府には及不申候、以上

農兵と農兵隊

いわゆる農兵は支配所百姓の内から強じんなものを選び、平時は農業その他に従事させ、非常時の際は兵の用をさせるもの。幕末において農兵隊は次々と各地に樹立され、その組織や訓練には見るべきものがあった。

江川農兵隊は寄場組合を単位として結成され、慶應元年の農兵数は江川代官領全体で1,100名と報告されている。

農兵の取立は身元よろしき者という条件が付けられていたこともあって村役人の子弟や豪農層が農兵隊の多くを占めていた。

慶應3年には当初の結成目的であった海防のため、観音崎のお台場に一組合4~5名づつ派遣されることになった。

しかし、当初1カ月だった派遣期間が延長され、第二、第三の派遣命令が出ると農兵を含めた村民に不満がたかまつた。

それに加え代官屋敷警備に派遣されることにもなり、村々の負担は増大し一層不満が高まった。

農兵たちは治安維持のための武州一揆鎮圧には活躍したが、お台場警衛や代官屋敷警衛には消極的だったようだった。
(巻末考察 参照)

(十六) 長谷觀音永代千願法要

祝文

今日、改て鎌倉長谷觀音前において

天下泰平、并萬民快樂のため、年々

三月廿一日より十日の間、永代千願大法要取立申度候得共、自力に難及、彼是御信心の方々、經文壱軸の施主は、金百疋に相定て何卒多少によらず喜捨被下度奉希候、以上

鎌倉長谷觀音

別當 慈照院

現住

戒覺

戸塚宿
伊藤庄右衛門
成宮 庄助
星野 官兵衛
鈴木 才助
内山 佐助
味岡 小兵衛
田中徳左衛門

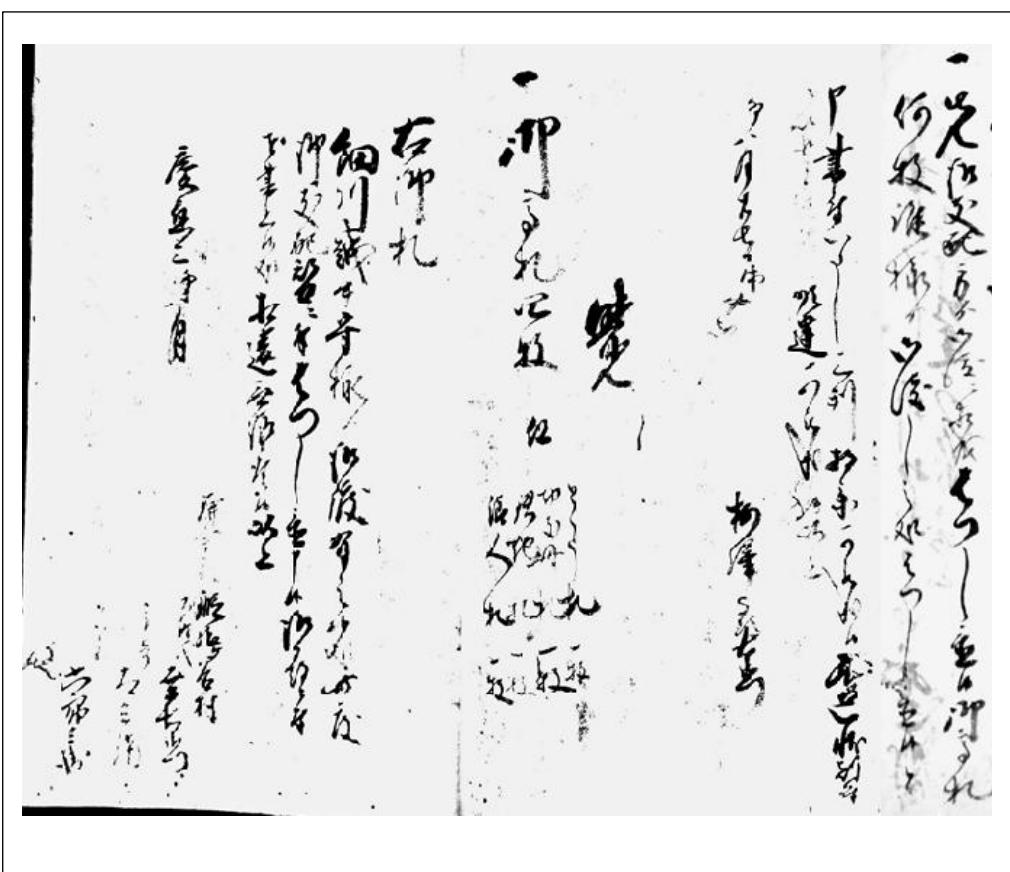
卯八月廿五日 奉納

壹朱ト

四貫六百文

(十七) 外した高札の取扱い

幕末、鍛冶ヶ谷村をはじめとする地域は、海岸警備を命じられた大名の預り地となつたため、領主が何回もかわつていて、この文書では前の領主から指示され、村内に掲示した高札をどのように処理しているかを報告している。



积文

一 先御支配方より御渡に相成、はづし置候御高札
何枚、誰様より御渡しの処、はづし置候と
申書付いたし、三判持参可被成候、此廻状、刻付
を以無遅滞順達可被成候、以上

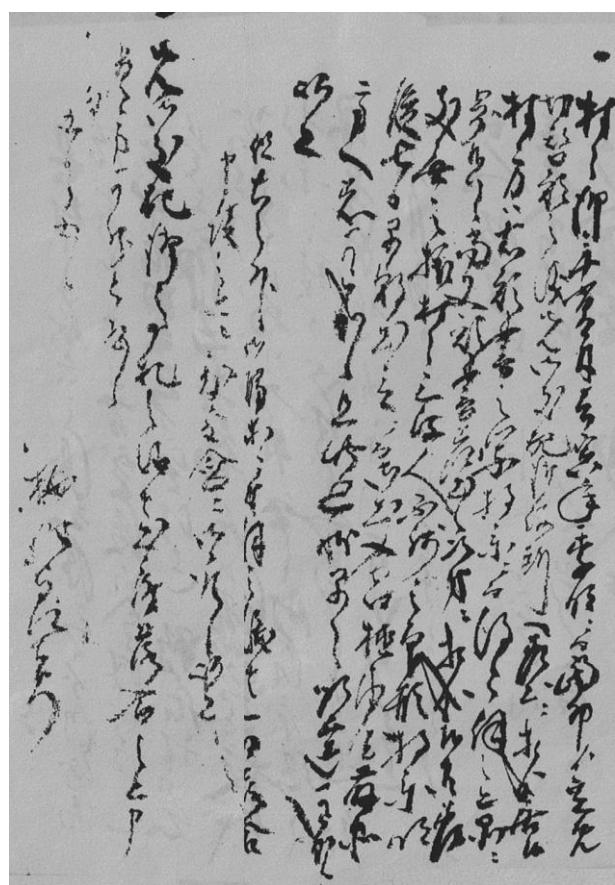
卯八月廿七日 戌中刻 梅澤与次右衛門

一 御高札四枚 觉 但し とこう札 一枚
切支丹札 一枚 鉄炮札 一枚 浪人札 一枚

右御札

細川越中守様より御渡有之候処、此度
御支配替に付、はづし置申候、御尋に付
奉書上候処、相違無御座候、以上

积文



定免切替願い

一 村々御年貢米、去寅年、季明にて当卯より定免
切替願の儀、先御支配御役所へ差出に相成居候
村方は右願書の写持参にて、得と伺の上、品に
寄候はゞ、尚又願書差出の次第に相成候共、差
支無之様、村々三役人不残の印形持参、明
後七日早朝出立にて御出合植木屋藤兵衛
方へ着可被成候、且此廻状早々順達可被成候

鎌倉郡鍛ヶ谷村
百姓代 幸右衛門
年寄 太兵衛
名主 六郎兵衛

慶応三卯八月

(十八) 定免切替願い

鎌冶ヶ谷村など十二ヶ村は、安政四巳年(一八五七)より慶応二寅年(一八六六)まで十ヶ年は定免で、慶応三卯年が年季明となつており、定免切替の願いを出すよう指示があつた。

以上

但右の外、御触等に付、伺の儀は一同落合
申談の上に致度含に御座候、以上
先御支配御高札の儀は出府落合の上申
上候方可然と存候

九月五日

梅澤与次右衛門

支配の変遷と定免のその後（栗田家所蔵文書「見聞集」明治3年3月より）

鍛冶ヶ谷村を始め 12 ヶ村は、慶應3卯年3月に領主佐倉藩の役所に翌子年まで 10 ヶ年の増米を含めた定免跡請を願い出たが、同年6月、預地が江川太郎左衛門に引渡となり、江川役所からは、慶應3卯年は願い出た増米にて上納を命じられ、また、改めて「翌辰年から翌丑年までの 10 ヶ年の年季切替」を願い出た。

維新後、慶應4辰年(明治元年)12月、神奈川役所管轄となり、慶應4年辰年も前回同様、増米を以て上納を命じられ、辰年以降の跡請願書を差出すよう旨の達があった。

これに対し、定免年季明の村々は

「去卯年も増米致し、殊に山附辺鄙の土地で至って土性も悪く、其上、用悪水とも不便にて実り方宣しからず、就中、近年雨天がちにて違作打続き、漸く定免を保っており、村々増米には行届かず当惑している。併し乍ら、御趣意柄わきまえ、明治3午年(1870)より翌12卯年まで10ヶ年季切替仰付け成し下され度願上げ奉候」と、増米の2年間猶予を申請した。

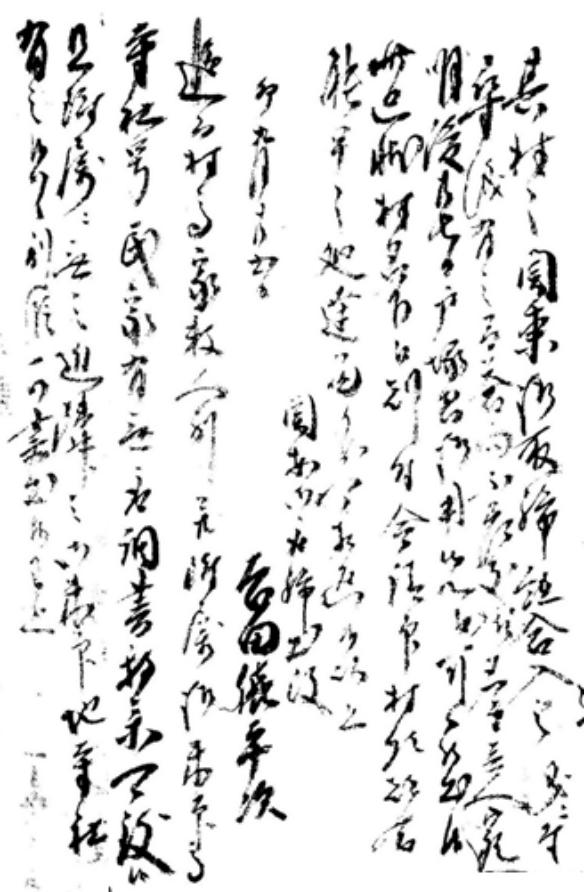
これが認められ、明治3年3月には鍛冶ヶ谷村を始め各村々は明治3午年以降の新規増米として、開墾や農法改良等の増産による定免新規増米分(1升から4升)の跡請を神奈川県役所に出願している。

(十九) 関東御取締組合入の儀

文化二年(一八〇五)幕領、旗本領、大名領が入り交じった関八州の犯罪取締を横断的に行う関東取締出役(八州廻り)を新設した。

更にこれを補完するために、文政十年(一八二七)、支配の形態に拘わらず、近隣の村々で組合を作つて小惣代をおき、そのいくつかをまとめて大惣代をおいて、共同して地域の治安・風俗を取り締まる寄場組合を作らせた。

しかし、鍛冶ヶ谷村などを含む地域は、海防の観点から川越・熊本などの大名の預かり地となつたため、他の地域とは別に寄場組合(小菅ヶ谷組)がおかれていいたが、慶應三年(一八六七)に近隣の寄場組合(戸塚組)に入り直すよう指示された。



関東御取締組合入の儀

栗田
甘糟
様

其村々、関東御取締組合入の儀に付
尋儀有之間、答向不差支様、名主老人宛
明後廿七日、戸塚宿御用先へ可罷出候

此廻状村名下へ刻付令請印、村順都合
能早々廻達、留りより可相返候、以上

卯九月廿五日

関東御取締出役

吉田僖平次

追て村高・家数・人別、並附属御朱印高
寺社号・民家有無取調書持参可致候

且附属に無之近隣の御朱印地、寺社
有之候はゞ、別段可書出候、已上

此間中は戸塚宿へ御出にて御苦勞千萬(抜字)にて
奉存候、私儀は藤澤宿へ罷越候処

御代官様御着後には候へども、御届無滞相済
昨朝御目見被仰付、御用筋相済、御出立有之、

昨夕帰宅仕候間、先は御安心可被下候

一 今般八州様より被仰渡候御取締組合入の儀

右組合と申談、取極方の儀一応御内談の上
夫々取極方規定等の儀御相談申度奉存候間

何共御苦勞様ながら今昼後早々拙宅へ
御集合被下度奉存候、先右申上置如斯御座候、已上

卯十月七日 梅澤与次右衛門

小岩井様

急以廻状得貴意候、陳ば兼々御配慮被成下候
御取締組合之儀漸取極に相成候に付ては、
是迄惣代共、所々出勤、雜費其外共わり合、
且、年来御懇意に相成居候御礼旁、離益頂

戴仕度、就ては明九日正四つ時、過日御計居候通り
江の島江戸屋久五郎へ御付の御不安なく御
集合奉願上候、先は右貴意度、此廻状刻付

付を以無遅滯御順達、留り御村方より御返却
可被下候、以上

小袋谷 大船村 今泉 常盤村 小左衛門

岩瀬村 公田村 桂村 渡内村 清右衛門

鍛治ヶ谷 中ノ村 上之村 高谷村 七郎左衛門

小菅谷 飯嶋 下倉田 宮前村 弥五左衛門

上のば 下のば 片瀬村 庄太郎

メ拾四ヶ村

尚々右わり合、当座取計仕度奉存候間
御村方高に応、少々づつ金子御持參、施行

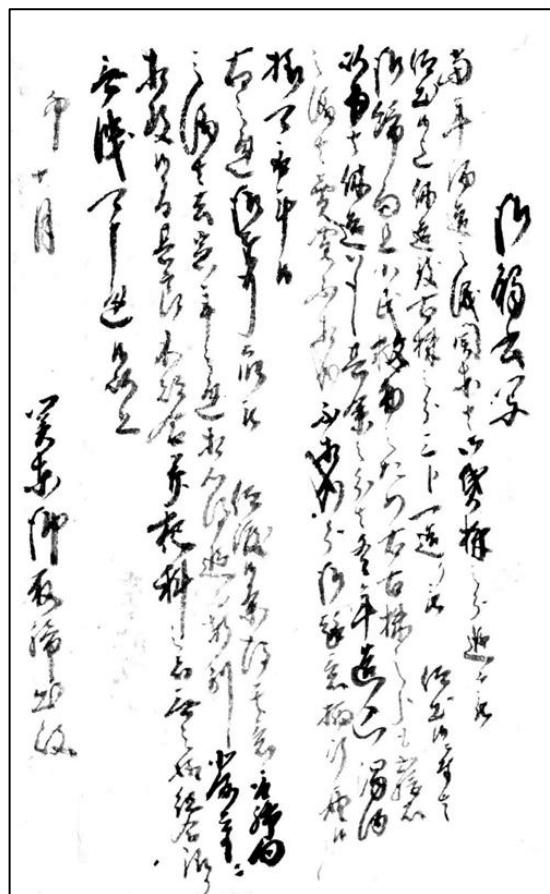
の御刻限違ず御集会奉願上候、以上

庄太郎

(二十) 酒造のこと

酒造には大量の米を必要とするため、場合によつては庶民の酒食である米の不足、値上がりなども危惧されるため、幕府は酒造業を免許制とし、米の使用量、酒造量を管理統制していた。この免許を「株」と称し、株の貸借、譲渡なども行われていた。

この文書は不作による米不足のため、株を借りて酒造する業者は休業、以前から株を持っていた業者は酒造量を三分の一に制限するなどして、基幹食糧の米使用量を統制しようとする通達である。



寄場組合

文政の改革で、その土地の領主に関わらず、関東御取締が各寄場組合を作り、各村々を支配していたが、川越藩や小田原藩は独自に寄場組合を作っていた。

特に、川越藩は三浦郡・鎌倉郡の領主となり、海防に備え各村々を支配、鎌倉郡には小菅ヶ谷組、片瀬組、雪ノ下組などの寄場組合を設けた。

その後、細川・堀田の預地となり、海防の備えがなくなった慶應3年6月には幕府（代官 江川太郎左衛門）直轄地になり、同年9月に小菅ヶ谷組（小菅ヶ谷村、鍛冶ヶ谷村、中野村、上野村、公田村、桂村、岩瀬村、大船村、今泉村、飯島村、下倉田村、下野庭村、上野庭村の13ヶ村）は戸塚宿寄場組合に新組として入れられた。

戸塚宿寄場組合は古組37ヶ村と合わせ50ヶ村の大きな寄場組合となった。

また、片瀬組（片瀬村、腰越村、津村、川名村、弥勒寺村、宮前村、高谷村、小塚村、渡内村、手広村、笛田村、常盤村、梶原村、寺分村、上町屋村、山崎村、小袋谷村、台村、植木村、山谷新田の20ヶ村）は藤沢宿寄場組合に新組として入れられた。

(二十二) 歩卒市内遊歩の規定

農兵隊などに採用された歩卒（従来の足軽）が市中で無錢飲食食など不届きな行動が見られるため、市中遊歩の時は所定の印をつけるよう通達した触書。

积文

御触書写

当年酒造の儀、関東は御貸株の分、追て被仰出候迄休造致、古株の分、三分一造り被仰出候に付、其御締向、且小民救助のため、右古株の分も五拾石以下は休造いたし、其余の分は各年造込濁酒の儀は売買不相成、不相成分御趣意柄行届候様可取計候

右の通、御奉行衆被仰渡候条、得其意取締向の儀は、去寅年の通相心得、追て軒別嚴重に相改候間、其節不都合併犯科の者無之様、組合限り無洩可申通候、以上

卯十月

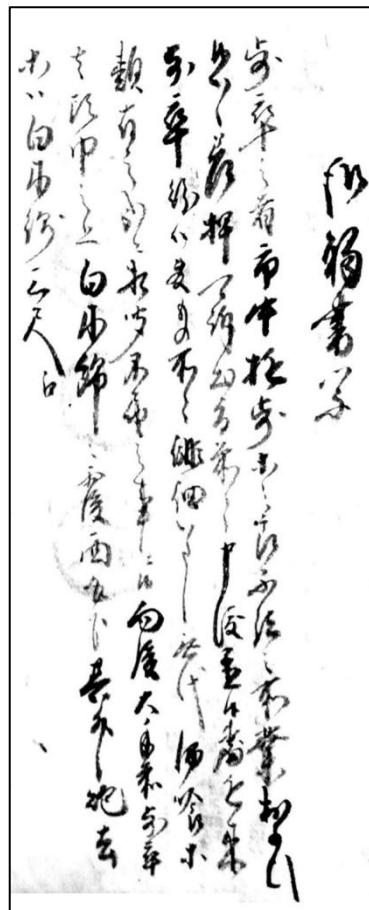
関東御取締出役

积文

御触書写

歩卒の者、市中遊歩等の節、不法の所業におよび候はゞ、差押可訴出旨、前々申渡置候處、近來

まささらほしき
歩卒紛は敷もの、所々徘徊いたし、無代酒喰等類有之哉に相聞、不届の事に候、向後大手前歩卒は頭巾の上、白木綿に覆、西丸より其外の炮兵等は白木綿三尺へ



(二十二) 江戸出張

の印有之を着し、屯所外へ出候筈に付、右印無之細袖等着なし紛はしきものは勿論、無代酒食等いたし候者有之候はゞ無用捨差押、月番の町奉行所へ召連可訴出候

十月三日

右御触の趣為心得相達候条、組合村々へ申達
右躰の者立廻り候はゞ、差押最寄廻村出役へ
可被申立候、以上

卯十月九日

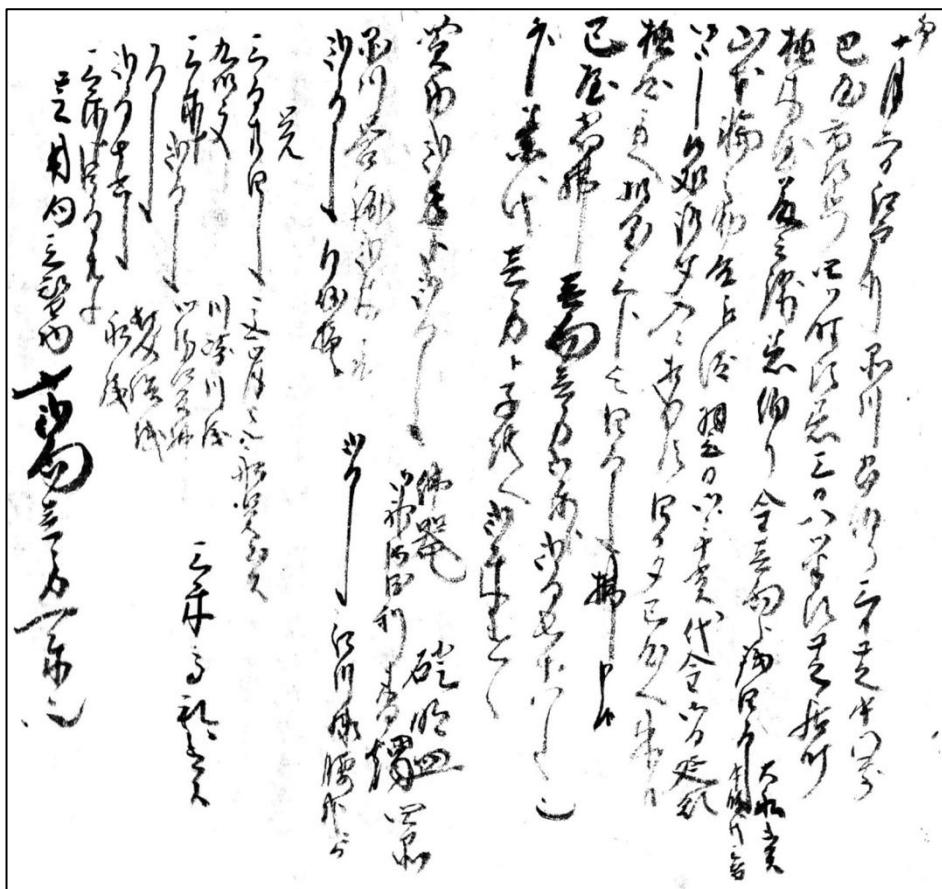
関東御取締出役

別紙御触書の趣、戸塚宿役人より
申来候間、写を以廻し申候、此廻状早々
順達、留村より返却可被成候、以上

卯十月十四日

梅澤与次右衛門

名主小岩井六郎兵衛が所用で江戸へ出張した時の控。
慶応三年十月二日に出発、五日に帰着している。
出張の目的は江川代官役所へ年貢代金先延の歎願であつたが、
私的の買物などを含む金銭支払いの記録があり、興味深い。



糸文
卯

十月二日江戸行、品川宿泊り、三日芝中門前

巴屋市左衛門、四つ時頃着、三日八つ半頃芝居町

植木屋藤兵衛着泊り、金壱両と銭四百文

山本輪之助殿へ渡、翌日御年貢代金御日延願

いたし候處、御聞入に相成ず、四日夕巴屋へ来る。

植（木）屋方へ扱金三分と四百文を払申候

巴屋宿払壱両壱分武朱式と百七十八文也

外茶代壱分と子供へ武朱遣候

買物式朱ト式百文 佛器・燈明皿・御神酒德利・秉燭四品

品川当脚 式朱と永式百文 江川様腰掛にて

二百文 白砂糖

覚

参百廿四文 宮岸迄 船賃出ス

九拾文 川崎川錢

三朱守礼出ス

三朱と式百文 御流覽払

百文 髮結錢

式百十六文 船錢

三朱と四百廿文

芝用向立替物 ペ式両壱分一朱也

郡中惣代

江戸行 小岩井 二日出五日帰り 四日（間）

兩人

山本 三日出五日帰り

糸文

覚

今般御用金差出候もの共へ御用金高に
応じ金札可相渡候、右金札の儀は来々已年

(二十三) 金札による御用金調達

慶応三年、財政難にあつた幕府は、金札を発行し、御用金を

差出した者にこの金札を与えると市中に通達した。

翌々年「慶応五年」三月に正金と引替えるとしていたが、幕府崩壊で反古となってしまった。



三月迄に都て通用金銀同様に相心得、御年貢
其外諸公納物に相用不苦候間、御府内并

関東在方共、無差支通用可致候、尤一時融
通のため、通用被仰出候儀に付、心得違致
間敷、引替の儀は來々巳年三月より

三井八郎右衛門方において正金銀と引替可

相渡候

右引替に付ては歩合減等一切無之候間、不取締
無之様取引可致候

右の趣、関東筋御領・私領・寺社領共不洩様
可被相触候

十月廿日

右の通御書付出候条、得其意此廻状村名下へ
名主令請印、早々順達留り村より可相返候

以上

江川太郎左衛門

十一月二日 役所

以廻状得御意候、然ば御年貢米代并小物なり
国役并貯石代等の儀、当月廿九日晦日皆済
相成積に廻状差出候間、御承知可成候、然る処
先以領主より拝借に相成候金子納残りの分
元利共当月廿日限り拙宅へ持參可被成候
然る上は當人納人差出御返納可致候、此段無
間違様御取計可被成候、以上

卯十一月十五日

梅澤与次右衛門



幕末、幕府発行の金札

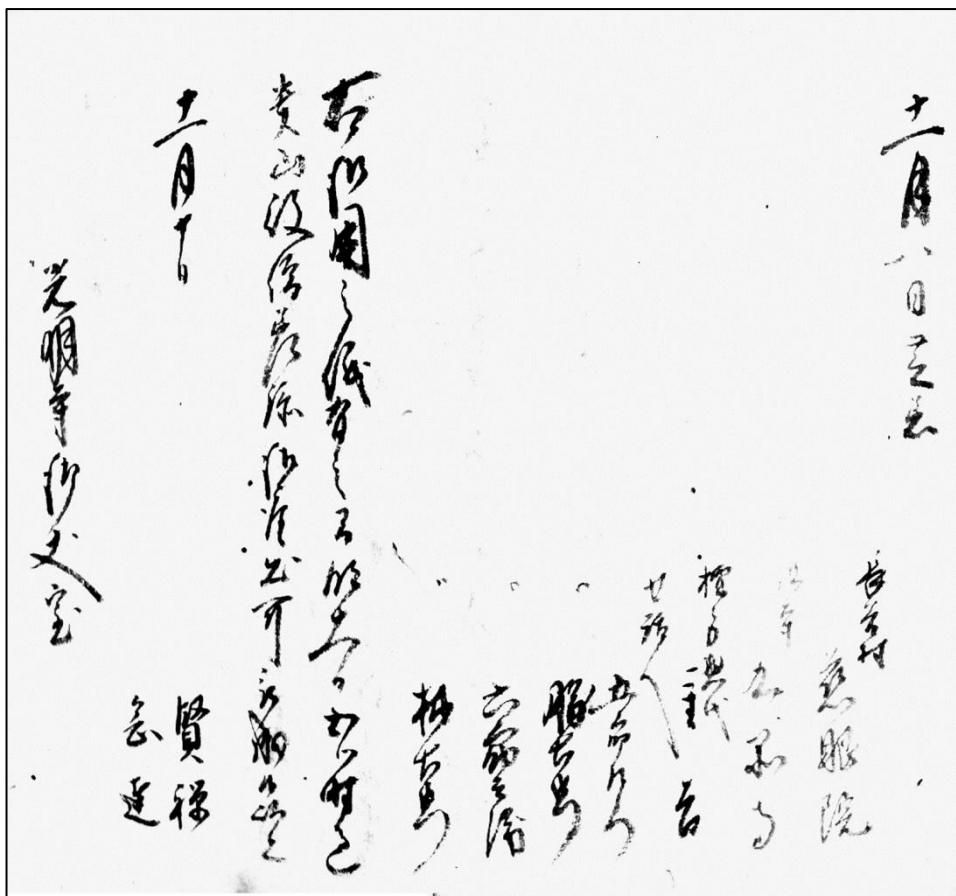
慶応3年に幕府が発行した金札には次の3種類があった。

- ・江戸・横浜通用金札
洋銀札通用の事態に対処するため
- ・江戸および關八州通用金札
御用金を両替商から上納させるため
- ・兵庫開港札
大坂の有力商人、商社の営業資金を確保するため

左は「江戸/横浜通用金札」(国会図書館)
同年末には幕府解体で流通停止となった。

(二十四) 光明寺からの呼出状

光明寺は、鎌倉材木座にある浄土宗の寺院。寺格は大本山。
小岩井六郎兵衛は同寺の壇方世話人の役にあり、「御用の儀」
があるので寺へ来るようとの呼出状。
慈眼院は光明寺の子院、後に横浜久保山に移転している。



釋文

十一月八日 昼着

長谷村 慈眼院
組寺 九品寺
檀方惣代 重吉

五郎左衛門 勝右衛門
六郎兵衛 林右衛門
世話人 賢禪 同 同 同
念達

右御用の儀有之間、明十一日五つ時迄
貴山役僧差添御座出可被成候、以上

十一月十日

光明寺御丈室

去る丑年中
知恩院御門主御方御参向被遊候節
拙寺儀、兼て

故宮御方御由緒有之候に付、
御同所様尊碑御安置、且御供養
料、并御道具類為在御寄附、難有奉存候、
就ては右御金減金に相成候ては、往々御供養
向御道具類御修復御手当等難渋仕
御崇敬筋奉恐入候間、右御金御貸附
いたし、右子分を以永世の御手宛に仕度
奉存候、尤

御用留 慶応四年正月 德川慶喜政権奉帰の件

(資料番号 御用留-31)

御名目の儀は不容易儀には可有御座と
奉恐察候得共、前件の通、永世御手宛に
御仕法御座候間、出格の御慈計を以、願の通
御貸附所御取建の儀、速御聞済被成下
候様、其御筋へ被仰被成下候様、只管奉
懇願候、以上

十一月十一日

相州鎌倉郡

長谷村

慈眼院

旦方惣代

重吉

世話人

五郎左衛門

勝右衛門

六郎兵衛

林右衛門

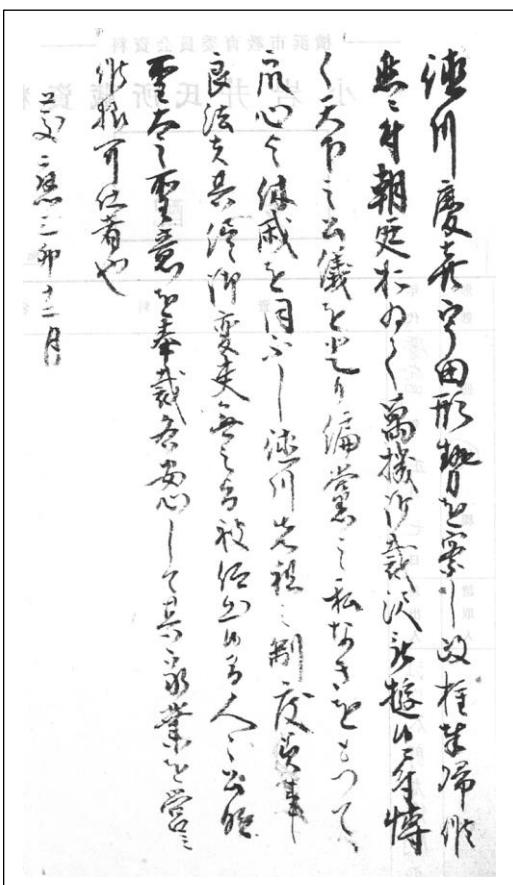
慶応三年十月十四日、十五代將軍徳川慶喜は二条城で政権返上を天皇（明治天皇）へ奏上し、翌十五日に天皇が奏上を勅許した。このニュースは即刻全国へ伝えられたが、鍛冶ヶ谷村の御用留によれば、十二月にこのような通達で伝えられた。

(二) 徳川慶喜政権返上

(三) 慶喜変心に付き征討軍派遣

(四) 諸国脇往還人馬賃錢割増

(一) 徳川慶喜政権返上



徳川慶喜、宇田（内）形勢を察し、政権奉帰候、然に付、朝廷において万機御裁決被遊候に付、博く天下の公儀をとり、偏党の私なきをもつて衆心と休戚を同ふし、徳川先祖の制度美事、良法は其俟御変更無之旨被仰出候間、人々公明聖太の聖意を奉載、各安心して其家業を當み候様可仕者也

慶応三卯十二月

（二）不埒の者厳戒に処す

近來の處において、致暗殺候内には、罪状認、死骸に添有之候も不少、何れ陰悪陰謀憤り候之所業に可有之、全体不埒の者共は、得と吟味の上、刑典をもつて嚴重の御裁評被仰付、大政御一新の折柄
猶更御為筋に心掛、公然と可申出候所、其儀無之
に付、右等の者於有之は、吟味の上、急度厳戒に可被処候間、心違無様可被致事

慶應四年正月

戒法事務役所

右の通被仰渡候間、一流（統）急度相心違（不^脱_カ）可申候

者也

（三）慶喜変心に付き征討軍派遣

徳川慶喜、天下の形勢不得止を察し、大政返上、將軍

職辭退相願候に付、断然被聞食、既往の罪は不被為問、列藩上座に可被仰の処、豈_{あにはからん}國_{きこしめされ}や、大坂城に引取候旨趣素詐謀にて、去る三日、麾下の者を引率し、剩帰國を被仰付候会桑等を先鋒として、闕下奉犯

大政奉還



二条城二の丸御殿大広間の展示

仁和寺宮

安政5年（1858）、仁孝天皇の猶子となり、親王宣下を受け純仁親王を号し、仁和寺第三十世の門跡に就任。

慶応3年（1867）、還俗を命ぜられ仁和寺宮嘉彰親王と名乗る。

明治維新にあっては議定、軍事総裁に任じられ、戊辰戦争では奥羽征討総督として官軍の指揮を執った。

候勢、現在彼より兵端を開き候上は、慶喜返状明白始終奉欺朝廷候段、大逆無道、其罪不可遁、此上は於朝廷御宥恕の道絶果、不被為得已御追討

被仰出候、兵端既相開候上は、速に賊徒誅戮、万

民塗炭の苦を被為救候

叡慮に候間、今般仁和寺宮征討將軍に被任候に付、是迄偷安怠惰に打過、或は両端を抱き、或は賊徒に從居候者たり共、真に悔悟憤發、國家の為に尽忠の在之輩は、寛大の恩召にて、御採用被為在、尤此御時節に至り、不弁大儀賊徒に謀を通じ、或は潜居被致候者は、朝敵同様嚴刑可被処候間、心得違無之様可致候事

慶応四戌辰年正月

(四) 諸国脇往還人馬賃錢割増

諸国脇往還、人馬賃錢等、是迄割増申付置候

宿村も有之候へ共、右に不拘來正月より一般元賃錢の上へ人馬賃錢は六倍五割増、川場の分は二倍割増分、当分の内、御定賃錢に申付候間、其通可受取候、尤高札掛改方の儀は、其筋へ可申立事

一 御用に付旅行の面々へ被下候人馬共有之届持參、

且諸向より差立候御用物等、都て無賃繼立、御免

人馬、川場共、夫々御定賃錢相払旅行いたし、差添

(無之御用物は、貰目に応じ賃錢相添)

差立候筈に候条、可得其意候、尤、京家の向、且前々人馬被下來候分、並証文相添差立候状箱、或は御用物、又は諸向より差立候御用状等は、是迄の通無賃にて繼立可申事

一 御用旅行の面々、木錢・米代、又は安旅龍払等相止、當分の内上下に不拘、壱人一泊錢七百文、一昼夜三百文宛相払候に候、尤、手輕に取賄可申車、

一 御用旅行の向、通行の節、案内として罷出候役人、多人數に不及、壱人罷出候様可致、杖拂の儀も、御朱印等重き品柄并諸役人旅行の節は格別、

其余は見計ひ、不差出候ても不苦候事、

右の通、諸国脇往還継場有之候村々、御料、私領、寺社領共不洩様可被相触候、

十一月

(以下 略)